府中市総合計画審議会起草委員会の設置について(案)

1 目的

第6次府中市総合計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、府中市総合 計画審議会(以下「審議会」という。)が行う審議の効率化を図るため、審議会 内に起草委員会を設置し、その組織及び運営等に関し必要な事項を定めるもの とする。

2 所掌事務

起草委員会は、審議会会長の依頼に応じ、次に掲げる資料等を参考として審議を行い、計画の原案を作成して審議会に報告するものとする。

- (1) 府中市総合計画市民検討協議会提言書
- (2) 市民の意見を聴く会及びグループインタビュー等市民の意見
- (3) 市が提出する計画策定に関する各種資料
- (4) 審議会における各委員の意見等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審議会会長が必要と認める各種資料等

3 組織

- (1) 起草委員会は、審議会委員の中から選出した7名以内で組織する。
- (2) 前項の委員は、審議会会長が選出する。

4 委員の任期

委員の任期は、前条の規定により審議会会長の依頼を受けた日から所掌事務 が完了する日までとする。

- 5 起草委員長及び副委員長
 - (1) 起草委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - (2) 委員長は、審議会副会長とする。
 - (3) 委員長は、起草委員会を代表し、会務を総理する。
 - (4) 副委員長は、委員長が指名するものをもって充てる。
 - (5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会議

- (1) 起草委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 起草委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことが できない。
- (3) 起草委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (4) 委員長は、必要があると認めるときは、起草委員会の会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

7 庶務

起草委員会の庶務は、政策総務部政策課において処理する。

8 その他

ここに定めるもののほか起草委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。